

令和4年第4回長与町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 令和4年12月 6日

本日の会議 令和4年12月16日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 山口憲一郎議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 青田浩二君	議事課 長 福本美也子君
係 長 江口美和子君	主任 村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副町長 鈴木典秀君
教 育 長 金崎良一君	総務部長 日名子達也君
企画財政部長 森川寛子君	建設産業部長 山口新吾君
住民福祉部長 栗山浩二君	健康保険部長 富永正彦君
水道局長 田中一之君	会計管理者 宮崎伸之君
教育次長 山本昭彦君	

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 12時 1分

令和4年第4回長与町議会定例会
議事日程（第5号）

令和4年12月16日（金）
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	63	長与町情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例	※総務
2	64	長与町個人情報保護法施行条例	※総務
3	65	長与町個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	※総務
4	66	長与町行政不服審査会条例	※総務
5	67	長与町情報公開・個人情報保護審査会条例	※総務
6	68	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総務
7	69	長与町情報公開条例の一部を改正する条例	※総務
8	70	長与町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	※総務
9	71	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	※総務
10	72	長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	※総務
11	73	町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例	※総務
12	74	長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	※総務
13	75	長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	※総務
14	76	長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総務
15	77	長与町駐車場事業特別会計設置条例を廃止する条例	※総務
16	78	長与町潮井崎キャンプ場条例	※産業
17	79	令和4年度長与町一般会計補正予算（第7号）	※総務 ※産業
18	請願1	消費税インボイス制度の実施延期を求める請願	※産業
19	発議2	長与町議会の個人情報の保護に関する条例	—
20	—	委員会の閉会中の継続調査申し出	

※付託された委員会

○議長（山口憲一郎議員）

皆さん、おはようございます。委員会審査大変お疲れさまでした。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、議案第63号長与町情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例から、日程第16、議案第78号長与町潮井崎キャンプ場条例までの16件を一括議題とします。ただ今一括議題とした議案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○9番（金子恵議員）

それでは、総務厚生常任委員会に付託されました議案第63号から77号までの報告を行います。審査日は令和4年12月12日から13日、委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職ならびに職員を招き審査を行いました。まず、議案第63号長与町情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例につきまして、提案理由として、本条例は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第13条第1項の規定に基づき、条例等に基づく手続きにおける情報通信技術の利用を可能とし、手続き等に係る関係者の利便性の向上、ならびに行政運営の簡素化および効率化を図ることを目的として制定するもの。同法に準じて、条例等を個別に改正することなく行政手続のオンライン化を可能とするもの。以上の説明がありました。主な質疑として、電子申請はどれぐらいの利用があると見込んでいるのか、また、行政の運営の効率化はどれほど見込んでいるのかという質疑に対し、1,300手続きぐらいがあるだろうという確認をしている。また、オンライン手続きをすることで来庁する必要がなくなる、添付書類が省略できる、来庁時間を気にすることがないなどが挙げられるという答弁でした。次に、通則法と今回の条例、それぞれの規定はどちらが優先するのかに対し、規定がされているものについては、この条例の適用から除くということであり、重複するということは考えていないとの答弁でした。次に、本人確認はマイナンバーカードでしかできない仕組みになっているのかという質疑に対し、必ず認証局に通信をして確認をする。そこで認証され活用するという制度、仕組みになっているとの答弁でした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号長与町個人情報保護法施行条例について、審査をいたしました。提案理由として、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の規定により、個人情報の保護に関する法律において、地方公共団体における個人情報の保護に係る規律が一元化されることに伴い、現在、本町の個人情報保護を規律する長与町個人情報保護条例を廃止し、新たに制定するもの。以上の説明がありました。主な質疑として、開示決定について、上位法の30日以内が本町の条例では15日以内となっている。一般的に上位法を優先すると思うが、町独自で15日以内と定めることが可能なのかという質疑に対し、個人情報保護委員会に確認をし、町の方で変更することが可能ということで了解を得ているとの答弁でした。慎重に審査した結果、賛成多数で

可決すべきものと決しました。

次に議案第65号長与町個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、審査を行いました。提案理由として、長与町個人情報保護法施行条例の施行に伴い、長与町個人情報保護条例を廃止するため、同条例を引用する条例中の字句の整理を行うもの。施行期日を令和5年4月1日としている。以上の説明がありました。こちらに関しては特記すべき質疑はありませんでした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号長与町行政不服審査会条例について、報告を申し上げます。提案理由として、処分又はその不作為に関する審査請求について、裁決の客観性、公正性を確保するため、町長の諮問に応じ、審議委員が行った審議手続の適正法や法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性について調査、審議し、答申するもの。また、現行の長与町行政不服審査会条例を廃止する旨を規定している。以上の説明がありました。主な質疑として、識見を有する者とはどのような人かに対し、元行政職員、弁護士などに依頼しようと思っているとの答弁でした。行政不服審査会と情報公開・個人情報保護審査会は同じ人に委嘱することもあり得るのかの質疑に対し、委員については兼ねることが可能となっている。しかし、今回2つに分けた理由として、行政不服審査会と情報公開・個人情報保護審査会では、行政調査の手続きや基になる法律が異なり、審査の進め方が違うため、個人情報保護法の改正に伴い、別々に委員を整理していくとの答弁でした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号長与町情報公開・個人情報保護審査会条例について、審査を行いました。提案理由として、現行の長与町行政不服審査会を行政不服審査会と情報公開・個人情報保護審査会の2つの機関に改め、情報公開制度および個人情報保護制度に係る開示決定等に対する審査請求の諮問を受ける機関として、長与町情報公開・個人情報保護審査会を設置するもの。以上の説明がありました。主な質疑として、情報公開・個人情報保護審査会の権限であるインカメラ審理およびヴォーンインデックスとは何かに対し、インカメラ審理とは、個人情報の中でも極めてプライバシー性の高い情報を実際に見聞きすることができること、ヴォーンインデックスとは審査会が調査審議をするため、分類整理した資料を提出することを求めることができるというものであるとの答弁でした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に係る条例の一部を改正する条例について、審査を行いました。提案理由として、長与町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定に当たり、同審査会の委員が地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職の職員で非常勤のものとして委嘱をされることから、その報酬についての規定を設けるもの。審査会の会長に対する報酬額を1万1,200円、委員に対する報酬額を9,900円としている。これは、審査請求に対する諮問を受ける機関であることや、委員に課される秘密保持義務および罰則についても共通するものであること

から、行政不服審査会の委員に係る報酬額と同額としているとの説明がありました。主な質疑として、どちらの審査会も5人以内となっているが現在何人いるのかに対し、弁護士1人、学識経験者大学教授1人、行政経験者2人の4人いるとの答弁でした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号長与町情報公開条例の一部を改正する条例について、報告いたします。提案理由として、個人情報保護法制度一元化および長与町個人情報保護法施行条例の施行により、保有個人情報の開示の実施に関する規定が再編成されたことに伴い、本町の公文書の開示の実施について、また、規律する情報公開条例において規定の整合性を図るもの。以上の説明がありました。こちらに関しては特記すべき質疑はありませんでした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号長与町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。提案理由として、地方公務員法等の改正に伴い、令和5年度から職員の定年を60歳から65歳に段階的に引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制および定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、定年を延長する職員の給料月額を60歳時の7割水準にする措置など、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援を図るため、国と同様の制度を設けるもの。以上の説明がありました。質疑として、今後10年間は辞める人数、採用人数も少なくなると思うが長期的に考えた採用計画はどうなるのかに対し、退職者がいない年は採用しないということではなく毎年2人、3人という形で継続的に募集をかけていく。そこは活性化を図るためにも毎年継続した雇用をしていくように計画をしているとの答弁がありました。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご報告申し上げます。提案理由として、地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員の定年が65歳に引き上げられることを受け、定年引き上げ後の関係条例について所要の改正を行うもの。以上の説明がありました。主な質疑として、役職定年とは何歳かに対し60歳であるという答弁でした。次の質疑で、条例内の学校職員とは誰を指しているのかに対し、県費負担の教職員は除き、町独自で学校で勤務するために任用される職員が対象との答弁がありました。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第73号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第74号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例は、提案理由の内容が同じでしたので、一括して報告を申し上げます。議案第72号から議案第74号については、関連するので一括で議案の説明を受けました。町議会議員および町三役の期末手当の支給割合について、国家公務員の特別職の期末手当に係る改定に準じて改正を行うもの。内容は、期末手当の支給割合を0.

05月分引き上げ、総支給割合を3.3か月分とするもの。また、6月および12月の期末手当に係る支給割合を平準化するため、それぞれ100分の165に改めるもの。以上の説明がありました。質疑としては特記すべき質疑はありませんでした。慎重に審査した結果、議案第72号から議案74号については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、報告を申し上げます。提案理由として、人事院勧告の内容に準じて、町職員の勤勉手当における支給割合および給料月額の設定を行うもの。令和4年8月の人事院勧告において、民間給与との格差を埋めるため、初任給および若年層の給料月額を引き上げるとともに、勤勉手当の支給割合を引き上げる改定がなされている。長崎県人事委員会においても同様の改定がなされており、本議案はこれらの勧告に準じ、条例改正を行うもの。以上の説明がありました。主な質疑として、人事院勧告が出されたあとに、年によっては臨時会または定例会に議案を提出するなどばらつきがある。その違いはどうやって発生するのかに対し、令和2、3年度は期末手当の減額改定だったため遡及適用ができず、議決後から支給する期末手当から反映させる必要があったため、支給の基準日より先に議決の必要があった。逆に増額改定の場合、4月に遡って追加支給が可能となる。そのため、一時金の支給は条例改正前の支給率でいったん支給をし、議決後に増額改定後の月例給と合わせ、差額が生じたものを別途支給することになるため、議決の時期を分けているとの答弁でした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第76号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、報告申し上げます。提案理由として、令和4年8月の人事院勧告における給料月額の引き上げに伴い、会計年度任用職員の報酬基準月額の改定を行うもの。以上の説明がありました。主な質疑として、特記すべき質疑はありませんでした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号長与町駐車場事業特別会計設置条例を廃止する条例について、報告申し上げます。提案理由として、長与町駐車場事業の円滑な運営とその経理の適正化を図ることを所期の目的とし、昭和54年6月に設置をした。駐車場建設の際、事業費に充てるため約1億2,000万円の起債のうち5,990万円を公営企業金融公庫から借り入れた。その際、特別会計を設置し一般会計と区分したという経緯がある。起債については、平成11年度に全額償還を完了。その後も特別会計を継続してきたが、特別会計において経理する必要があるとの判断に至ったため、今後は一般会計で事業を継承する中で町が行う事業の一つとして運営し、令和4年度で特別会計設置条例を廃止するもの。以上の説明がありました。主な質疑として、この条例により特別会計をなくすことで、経費的な削減はどのくらい行われ、どのくらい見込めるのかの質疑に対し、経費として削減できる分は決算書の印刷費ぐらいであるとの答弁でした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第63号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第64号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第65号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第66号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第67号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第68号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第69号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第70号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第71号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第72号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第73号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第74号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第75号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第76号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第77号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて、報告を求めます。

産業文教常任委員長。

○12番（河野龍二議員）

おはようございます。それでは、産業文教常任委員会に付託された議案の審査結果について報告いたします。

議案第78号長与町潮井崎キャンプ場条例ですが、審査日は令和4年12月12日、委員全員出席の下、説明員として関係管理職ならびに職員を招き審査を行いました。提案理由・主な内容では、町内外から観光客が自然に親しみ、野外活動やレクリエーションを通じて健康および福祉の増進、また交流人口の拡大に寄与する施設として、施設の管理を行う必要性から提案する。第1条は条例の趣旨。第2条は設置の目的。第4条はキャンプ場を置く規定。第9条は有料施設にキャンプ場を追加。附則で本条例の施行期日を令和5年4月1日とするもの。以上の説明を受け審査を行いました。主な質疑では、町民と町民以外の使用料の差がないのは趣味性が強いと本会議で説明をしていたが、本条例に健康および福祉の増進を図るとある。改めて説明を求めるに対し、目的は健康および福祉の増進を図ることである。質疑、それでは町民と町民以外の使用料の差を設けるべきではないかに対し、近隣自治体の使用料より安価に設定したことで差を付けなかった。質疑、時津町では長与町民でも1,040円、西海市でも1,040円、大村市と琴海のキャンプ場では無料の所もある。どこと比較したのかに対し、県民の森では芝張り区画で3,100円、西海市のオートキャンプ場で3,140円、佐世保市では2,100円など8か所と比較した。質疑、アンケートの内容と調査結果はどうなっているかに対し、1年間調査し205名の回答で、内容は「サービスの維持向上には有料化もやむを得ない」「サービスの質を落としても有料化すべきでない」「分からない」の3つの設問で、「有料化もやむを得ない」が65%、「有料化すべきでない」が15%、「分からない」が15%の結果となった。質疑、施設の支出346万円の内訳はどうなっているかに対し、主な内容は管理人の委託料が約220万円、警備会社委託料が15万円、敷きマット使用料が8万7,000円。質疑、もっと早く使用料徴収を条例制定すべきではなかったのかに対し、平成29年、30年には5,000人ほど利用者があり、1年間調査し、利用者も有料化に肯定的だったので今回提案した。以上のような質疑が行われ、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長への報告に対する質疑を行います。

議案第78号について、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第63号の討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第1、議案第63号長与町情報通信技術を活用した行政手続の推進に

関する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。従って、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第64号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

○11番（堤理志議員）

私は、議案第64号に反対の立場から討論を行います。昨年の5月、いわゆるデジタル関連法が成立いたしました。国や自治体のシステムや規定を標準化、共通化し、個人情報ビッグデータ化し、強かに利活用を推進する内容であります。デジタル技術の進展は住民と社会の利便性に寄与し向上させる面がある反面、取り扱いいかんによっては、個人の承諾が無いままに匿名加工し目的外利用されたり、国民監視のために転用されたりする可能性が否定できません。日本経団連は国民の個人情報のデジタル化をビジネスチャンスと捉え、民間つまり企業への開放を要求してきました。国民監視に関しては、既に監視社会となっている中国ではデジタル技術を駆使し、国民のあらゆる情報の監視、統制を行っている聞き及んでおります。日本はその心配はないと思われるかもしれませんが、日本年金機構が保有する個人情報が中国のサーバーに移転されていたり、LINEユーザーの個人情報が中国から閲覧可能になっていたことが既に判明をしております。情報の漏えい、流出と悪用は現実的な問題として考えなければなりません。本来、デジタル技術の進展は人々の幸福や健康増進に資するものでなければなりません。前述のとおり利潤追求の道具と化し監視社会につながるものが懸念され、また歯止めも曖昧であります。今回の施行条例は、個人情報の事務的取扱要綱のレベルとなっております。肝心の個人情報保護は国が一元的に定めるとして保護条例は廃止されます。なぜ国は自治体の保護条例をわざわざ廃止させようとしているのでしょうか。それは全国津々浦々で情報保護の度合いに濃淡があると、個人情報を外部提供する上での障壁となるためであります。従来の個人情報保護条例は住民の個人情報をいかに守るべきか、住民の自己コントロール権、プライバシー権などを地方自治体と議会とが共に考え、自主的、自律的に制定してきた経緯がありますが、今後は、国による統一基準によって個人情報は現在よりも保護の度合いが緩和された内容となります。今回の一連の条例改正はあくまでも国の強力的な主導によるものであって、本町や職員が個人情報の緩和、民間開放を意図して出したものではないということは承知をしております。しかし、本議案は国と経済界が推進している個人情報のビッグデータ化、利潤目的化を促進するための法体系の一環をなしており、問題点が多く、賛成することができませんので反対をいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

松林議員。

○2番（松林敏議員）

議案第64号長与町個人情報保護法施行条例について、賛成の立場から討論いたします。本議案は、昨年度公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に規定された個人情報の保護に関する法律において、個人情報保護制度を全国的な共通ルールに統一するためのものと認識します。自治体DXによるデジタル化を推進するために保護の対象範囲に変更があり、個人情報保護のレベルが下がることが懸念されますが、問題ないものと私は判断しました。今後も職員一人一人が個人情報に注意を払い業務を行っていただき、ヒューマンエラーを起こさない、町民が安心して信頼できる役場であり続けることを期待して、賛成討論とします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第2、議案第64号長与町個人情報保護法施行条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。従って、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第65号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第3、議案第65号長与町個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。従って、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第66号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第4、議案第66号長与町行政不服審査会条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。従って、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第67号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第5、議案第67号長与町情報公開・個人情報保護審査会条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。従って、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第68号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第6、議案第68号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。従って、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第69号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第7、議案第69号長与町情報公開条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。従って、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第70号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第8、議案第70号長与町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。従って、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第71号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第9、議案第71号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。従って、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第72号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

○11番(堤理志議員)

議案第72号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。この改正の内容は、議員の期末手当を引き上げるものであります。地方議員でも都道府県議、政令市の議員とは違い、町議会議員の報酬は決して高いとは言えません。この報酬の低さが町議のなり手不足の原因の一つと言われております。議員報酬は低ければ良いという考えは私も持っておりません。しかし現在、住民の皆さんと対話をする、コロナ禍で景気の落ち込みは回復せず給与は上がらず、年金は下がり、物価が上がり、生活は厳しくなる一方との声が私が知る住民の生活実態であります。このような中で、議員の期末手当の引き上げ議案が計上されました。町議の歳費、報酬の少なさは問題だと思いますが、身近な経済情勢を見ると、今は現状維持の方が良いというのが私の考えであります。引き上げ額も議員のなり手不足解消と直結するものではありません。また、一般職公務員につきましては、労働基本権が制約された中で人事院勧告に準じて改定することに理解をいたしますし、特に本町の職員は、少人数で類似団体と同等の職務を遂行しているということを経験すると、引き上げは妥当だと思います。しかしながら、特別職にあつては先に述べたような理由によって、今は現状維持で踏ん張るべきというふうな考えから、本議案に反対をいたします。

○議長(山口憲一郎議員)

次に、賛成討論はありませんか。

安藤議員。

○8番(安藤克彦議員)

おはようございます。私は本議案に賛成の立場から討論をさせていただきます。長与

町議会の期末手当、このあとに出てくる73号、74号もそうなんですけれども、これらは本町ではこれまで特別職の国家公務員の給与改定に基づいて決定をされてきました。ちなみに、前回、それと前々回、国の改定は下げる方向でしたので、当然執行部からもそのような提案があり、本会議でも全会一致で可決したものでした。そのため、この部分、いわゆる期末手当の支給率については、我々の意思が働くというよりも、人勧、そして特別職の国家公務員の給与改定に基づいて決定をする、統一が図られてきており、今回の上程だったと理解しております。以上の理由から、本議案に関しまして、賛成討論といたします。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

私は議案第72号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の立場から討論いたします。本議案は人事院勧告に基づき長与町議会議員の期末手当を増額するもので、これまでも人事院勧告のたびに期末手当改定の条例案が提案されており、私が議員になってから現在までの任期中の提案においては、減額改正であった令和2年12月および令和4年6月には賛成をいたしました。増額だった令和元年12月の改定には、反対をしております。ですが、令和元年12月の増額に反対したときとは状況が異なると考えますので賛成といたします。令和元年の反対の際は、人事院勧告は0.05月分の引上げであったにもかかわらず、前年の引き上げを議会が否決して据え置いた分までまとめて0.25月分引き上げるといふ、選挙前に据え置いたものを選挙後に取り返すかのような異例かつ恣意的な引き上げと考え、承服できるものではありませんでした。しかしながら、人事院勧告に準拠して減額をした今年6月、令和2年12月の改正には賛成をしてきましたとおり、通常の改定率での増減であれば、議員のなり手不足の中で議員報酬月額そのものは増額改定などが無い中、かつ、この物価高騰の中にあっては、勧告に準拠した期末手当の増額程度はなされてもいいと考えます。また令和元年12月分増額に反対した際に、根拠の一つといたしました経常収支比率が平成30年度決算では93.4%だったものが、令和3年度決算では86.2%と大きく下がっており、本町の財政構造が一定弾力化したものと考えます。以上のことから、本議案に賛成いたします。また、議案第73号74号につきましても、同じ理由で賛成としたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第10、議案第72号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(「起立多数」)

起立多数。従って、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第73号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

○11番(堤理志議員)

議案第73号につきまして反対の立場から討論を行います。現在住民の皆さんと対話すると、景気は上がらず、個人事業主は売上げが伸び悩み、給与所得者の給与もなかなか上がらない。年金生活者の年金は下がり、介護保険料、後期高齢者医療の負担は増加しています。また、農業肥料や燃料、物価は上がる一方で、生活は大変厳しいという声が渦巻いております。これが本町の住民の実態であると思います。このような中で特別職公務員の期末手当の引き上げは我慢し、現状を維持した方が良く考えます。ちなみに、4年前、平成30年第4回定例会12月議会でありますけれども、このときは、特別職の皆さんも今は据え置くべきと判断をし、引き上げを見送ったという経緯もございます。以上、申し上げまして、本議案に反対をいたします。

○議長(山口憲一郎議員)

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

安藤議員。

○8番(安藤克彦議員)

私は本議案に賛成の立場から討論いたしますが、先ほどの72号議案と同様の内容ですので、内容については省略いたしたいと思っております。以上です。

○議長(山口憲一郎議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第11、議案第73号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。従って本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第74号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

○11番（堤理志議員）

議案第74号につきましても、先ほどの議案第73号の討論と同様の趣旨で反対いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

私も賛成の立場から討論しますが、先ほどの72号、73号と同様の内容ですので、内容を省略したいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第12、議案第74号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。従って、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第75号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第13、議案第75号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。従って、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第76号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第14、議案第76号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。従って、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第77号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第15、議案第77号長与町駐車場事業特別会計設置条例を廃止する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。従って、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第78号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

八木議員。

○1番(八木亮三議員)

私は議案第78号長与町潮井崎キャンプ場条例について反対の立場から討論いたします。本条例は長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の全部を改正するものですが、このたびの改正により、これまで無料で使用できてきたキャンプ広場が有料となるのが最も大きな変更と考えます。昨今のキャンプブームによって利用者が増加し、それに伴ってさまざまに必要な経費や手間が増加することは考えられますし、また明らかに潮井崎キャンプ場のバーベキュー利用者のもと思われるごみが、度々近隣のごみステーションに分別されずに捨てられるという苦情があることなどを踏まえすと、有料化によって利用者の質やマナーが向上する期待もありますので、無料だったキャンプ施設を有料にする方向性に対しては、必ずしも反対するつもりはありません。しかしながら、本条例案については、制定の趣旨や料金設定の根拠について多くの疑義があります。第2条に健康および福祉の増進を図ることを目的としキャンプ場を設置すると明文化されているにも関わらず、町民の利用料の減免がない理由として、担当課長が健康増進ではなく趣味の施設だからと条文を完全に否定する答弁をしておりますが、条例というものが憲法94条に定められた自治立法権に基づいて定める自主法であり、自治体の法律とも言える極めて重大な性質を持っているのに対しあまりにも無責任であり、本条例そのものおよび各条文の根拠や信頼性、必然性が極めて疑わしいと言わざるを得ません。また、大村湾を活かしたまちづくりの推進の中での交流人口の拡大に資する施設と考えているとのことでしたが、有料化すれば利用者は減りこそすれ増

えることはなく、そうなるとう然に、答弁にあつた平成31年度の利用者である1,124組より年間の利用者数は減少すると思へられます。実際に、有料化に多くの利用者が理解を示したとする根拠として利用者のアンケートを上げておりますが、回答者の3割ほどは無料のままがいいと答えており、そうなるとう然に有料化によって利用者は3割ほど減少すると思へるのが当然であり、過去の利用者の数をそのまま基にした収入見込額も試算と呼ぶにはあまりにもずさんであり、町の一般会計予算の編成時に歳入としてこのような不正確な数字が反映されるのであれば、町の予算全体の妥当性、信頼性も損なうことになりかねません。そもそも、このアンケートそのものも選択肢が「サービスが向上するなら有料になつてもいい」という趣旨の選択肢と「サービスが低下しても無料のままがいい」という趣旨の選択肢で回答してもらつたとのことで、明らかに有料化もやむなしと回答する方へ恣意的に誘導しており、有料化を前提とした不公正なものと言わざるを得ません。また、1,100円という料金の根拠として近隣のキャンプ場と比較して安価に設定したとのことでしたが、潮井崎と同様に大村湾を望むロケーションのある大村市の玖島崎キャンプ場は無料、四本堂公園が1,040円、時津町の崎野自然公園キャンプ場もテントサイトは時津町または長与町民が半数以上のグループであれば1,040円、琴海赤水公園キャンプ場も無料であるなど、これらと比較してもとても安価とは思われず、料金設定にも非常に根拠、信頼性の乏しさを感じます。委員会質疑において、ほかより安価であるという根拠として県民の森キャンプ場の利用料が3,100円との答弁がありました。これはオートキャンプ場の利用料であり、そもそも比較対象とならない。そのようなものを、まるで根拠となるかのように示すのは非常に不誠実と思へます。潮井崎周辺には、シーサイドストリートとして、徐々にではあるもののカフェや温泉施設、町が補助金を支出したコワーキングスペースなど発展を見せており、そこに無料で気軽に使えるキャンプ場、バーベキュー場があることによつて、それらの周辺店舗の利用客増加と、利用料無料ということによつて浮いたお金をそれら周辺店舗施設で使おうという流れがある中で、拙速で安易な有料化はその効果を減少させる可能性が高く、大村湾を活用した地域振興とむしろ逆行する結果が思へられます。年間で350万円近く経費がかかっているものを少しでも回収しようという姿勢はある面では理解できますが、行政は営利企業ではなくインフラ整備などによつて住民の生活や福祉を向上させる役割がありますので、無料の人気施設が交流人口の増加と町内事業者の利用者の維持や増加に寄与しているのであれば、産業振興面でのいわば必要経費と捉へることも必要なのではないでしょうか。以上のことから、今後有料化の検討は必要としても、それに当たっては、利用者や町民の意向から適正価格まで最大限に十分な調査を行うとともに、経費の回収よりも利用者数の減少を最小限に止めることを優先し、事前に町民への周知と説明責任を果たし、条例というものの重さを再認識していただき、それら全てに万全を尽くしたという状態になつてから改めて提案されるべきと思へますので、本議案には反対をいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

私は、議案第78号長与町潮井崎キャンプ場条例について賛成の立場で討論いたします。本条例は、長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の全部を改正し、潮井崎キャンプ場として施設管理を行うためのものです。第10次総合計画において、大村湾を活かしたまちづくりの推進を掲げており、本施設は交流人口の拡大、自然に触れ合う素晴らしい場所にあり、キャンプ場条例と改正することにより、キャンプ施設として町内外に明確にすることが可能となります。その一方で、昨年度の決算は管理運営費等に346万円以上の歳出があったにもかかわらず歳入は3,400円となっており、歳出に占める歳入の割合は0.1%以下という状況にあります。今後も施設を適正に維持管理をしながらサービスを提供していくには、利用者に一定の使用料のご負担をお願いすることはやむを得ないと考えます。町が今年の11月から利用者約200名に行ったアンケート結果によると、65%の方がサービスの維持、向上には、有料化もやむを得ないという回答であり、利用者からも一定の理解が得られるものと考えます。しかしながら、有料化をお願いするということは、今まで以上に施設管理やサービスの向上を検討しなくてはならないこととなります。管理人が常駐している現状の中で、利用者からの声に耳を傾け、より親しまれる施設になることを要望し、賛成討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

安部議員。

○6番（安部都議員）

議案第78号長与町潮井崎キャンプ場条例に反対の立場から討論いたします。本条例は長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例を改正し、名称を長与町潮井崎キャンプ場に改め、有料化するというものです。潮井崎キャンプ場はこれまで風光明媚で自然豊かなキャンプ場として、町内外から家族や若者などが訪れ、無償で親しまれ気軽に利用されてきました。執行部側の説明では、交流館などの人件費、管理費、光熱費、空調費など、年間340万円以上の経費がかかり、その反面、収入は年間3,000円ほどにも満たないこと。使用する側と使用しない側の税の負担も考慮し、受益者負担としての税の公平性を図るというものでありました。それを考慮すると、1団体年に1、2度のキャンプ場使用と考えると、利用料の増も致し方ない反面もありますけれども、しかし、平成27年の公共施設の使用料値上げの改正の際も、住民に何の説明もなく改正に賛成した結果、町民から大変なお叱りを受けました。今回の改正となりますと、町民の負担と信頼感が揺らぐことになりかねません。また第11条の使用料

や第12条の使用料の減免、別表7条第1項において障害者団体などは減免対象には入っておらず、到底賛同することはできません。なぜなら、本町に在住する2,000人以上の障害児者がおりますが、本町でスポーツやキャンプなどしたくても、公共施設が高く利用できない旨の意見が出ており、本町のスポーツ障害者団体からも昨年公共施設の減免の要望が町に提出されておりますが何の返答もありません。また、障害児者は自分ではキャンプ設営や準備などができず、町内外からあらゆる方の支援が必要となり、使用料も倍以上の加算となります。提案理由に、野外活動やレクリエーションを通じて、健康および福祉の増進を図るためとうたっておりますが、全く障害児者にとって簡単に利用できない施設が福祉の増進になるのでしょうか。障害者のマイノリティにとっても、また楽しみに利用する町民にとっても優しくない真逆の提案となっております。今回の条例の改正案に反対いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に賛成討論はありませんか。

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

議案第78号長与町潮井崎キャンプ場条例について賛成の立場で討論いたします。本条例に示されている場所については、現状においてもキャンプを行うために多くの人が訪れていると聞いております。キャンプ場として新たに運営していく上で大きく変わっているのが、キャンプ広場を利用する場合に、現在まで無料で利用できたものが有料となり、利用の際に使用料を納付しなければならなくなったということが、本条例に示されています。先日の委員会審査においても、利用者が訪れた際の行政負担として、水道料金、下水道使用料、電気料金、また管理人における潮井崎交流館を含めた場内の管理など、多額の費用がかかっているとのことで説明を受けております。令和3年度の実績では維持管理に係る経費約340万円に対して、交流館の使用料として約3,000円の収入しかないとの説明を受けております。今回の使用料の設定ではかかる経費を賄えるものではないことも理解しておりますが、県内キャンプ場の料金を参考に算定したとのことで、設定料金についても理解するところでございます。また、現状利用者の居住地別の割合では、長崎市44%、時津町11%、その他町外19%、長与町26%ということで、74%の人が町外から訪れて利用されている状況だと説明を受けました。新たな使用料金に関する事項など町外在住者が多くを占める状況では、説明会を開催して周知することは困難だと思いますが、本条例の施行期日が令和5年4月1日からとされておりますので、何らかの方法で確実に周知を行っていただき、施行後に混乱を生じないような対応を求めまして、賛成討論いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に反対討論はありませんか。

松林議員。

○2番（松林敏議員）

議案第78号長与町潮井崎キャンプ場条例について、反対の立場から討論いたします。潮井崎公園は、近年観光資源として期待される大村湾に面していて、近くに温泉施設もあることから、本町の交流人口の増加のポテンシャルを秘めていて、生涯学習課でも体験会を行っているSUPなどマリンスポーツや、近年のアウトドアブームによるキャンプなどによって、潮井崎公園を訪れる人は増えていくと私は思っています。今回の議案の提案理由に、町民および町を訪れる観光客が自然に親しむとともに、野外活動やレクリエーションを通じて健および福祉の増進を図るため、長与町潮井崎キャンプ場の設置および管理に関する必要な事項を定めるものとありますが、今回の議案ではキャンプ広場の使用料がかかることになり、利用者の減少が予想され、提案理由にある目的を達成できないと私は考えます。先日の同僚議員の質疑にもありましたが、キャンプ広場の使用料を新たに設定するならば、電源や照明を整備するとか、オンラインで簡単に予約ができるようにするなどの利用者の利便性の向上につながるようなリニューアルのタイミングで行うべきだと私は考えます。本町にとって潮井崎公園は、交流人口の増加を見込める数少ない観光資源の1つです。もっと慎重に、もっと丁寧に管理運営の計画を行ってほしいと思います。最後になりますが、潮井崎公園の利用者が減少することなく、逆に利用者の増加が見込まれるようなキャンプ場を目指す計画がなされることを期待して、反対討論とします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありますか。

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

議案第78号長与町潮井崎キャンプ場条例について、少し厳しい指摘をしながら賛成の立場から討論をいたします。私は一般質問におきまして説明不足により町長への不信感なり、誤解が出てくるため、十分説明責任を果たすよう督励をしてきたところであります。また、政策推進に雑にならないよう町民への説明を行うよう申し上げてまいりました。今回の条例の全部改正につきましても、9日の委員会付託前の議員の質問に対し、町民への説明はあっていないと。アンケートをとったとのことであります。説明が必要なんです。平成28年の使用料改定時のことが二度と繰り返されないよう、町長への不信感が出ないよう、私が今回の一般質問で説明不足を指摘してきたところであります。この質問に対して町長は、意見やご指摘を真摯に受け止め、説明不足になりませんよう丁寧に説明を心がけてまいりますと答弁をされました。言うこととすることが逆ではないかというふうにも思うわけです。ならば、十分町民への説明をしていただきたいと思えます。町民への説明が先ではないかというふうにも思えます。また、順序が逆になった前回と同じような状況になったというふうにも思うわけです。議会人としての立場から申し上げますと、許容範囲を超えていると判断せざるを得ないような感じをいたすわけ

でございます。今後、順序よく説明を行い、また同じようなことが起きないように強く指摘をしておきたいと思えます。隣町には立派なキャンプ場がありますが、この施設は青少年の活動として、また社会教育の振興の面からも必要不可欠な施設と言っても過言ではありません。委員会審議では、将来構想が示されたのではないかというふうに思いますが、私たちには見えておりません。今後、利用がしやすく、また必要なバンガロー等々の整備が行われるよう期待を込めて、賛成討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

私は、ただ今議案となっています議案第78号について反対の立場で討論いたします。今回キャンプ場として提案されている場所は、そもそも町の污水等の処理施設があり、長年協力をいただいた地域住民の皆さんに感謝をと、そして住民の皆さんからの要望で、潮井崎公園として開設された経緯だというふうに思っております。穏やかな大村湾を臨む景色は本町の憩いの場所として利用され、ここ数年キャンプ利用者が急激に増えているということも事実です。今回利用者から使用料を徴収するというような提案ですが、私はほかのキャンプ場と比較しても十分な施設とは思えないというところが1点。交流館がある広場を全てキャンプ場の区画として貸し出しするならば、キャンプ利用者以外は使えなくなる恐れがあります。シートを広げて少しお弁当を食べる行為も、デイキャンプとして使用料を支払わなければなりません。当初の地域住民の皆さんが公園にしてほしいという目的と矛盾してしまうのではないのでしょうか。また15区画の貸し出しは恐らく区画の広さは統一ではなく、広いところもあれば、狭いところもある。使用料は同じでは公平性を欠くのではないかというふうに考えます。さらに管理時間が長くても18時半までという内容でした。その後この場所に来て数時間過ごし、翌朝管理時間前に出発すれば、予約無しの利用もできるというふうな管理の不十分さもあるのではないかと考えます。キャンプ場として開設するならば、施設も、管理体制も、そして地域住民も気軽に訪れる、利用者も気軽に利用できる制度や施設にすべきというか立場から、条例に対して反対といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論ありませんか。

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

私は本議案に反対の立場から討論いたします。本条例案は、潮井崎関連の旧条例を廃し同公園にある施設をキャンプ場と明確にして、旧条例下では無料で使用できた部分に対して、追加して使用料を課すものと理解しております。本会議場での質疑の中では、

私の質問に対しては納得いく回答は得られませんでした。その後、担当委員会の方の質疑に期待しましたが、委員会質疑の中でも、さらに疑問は深まるばかりでした。内容は同僚議員の討論にございましたので、ここでは省略したいと思います。1年間取ったという恣意的な内容のアンケートは、野外活動やレクリエーションを通じて、健康および福祉の増進を図ることを目的とした条例制定とは思いませんでした。再度申し上げますが、私は、自主財源の確保のための使用料徴収による受益者負担を否定はしません。むしろ、このような努力に対し、今回の条例提案ですね、に対しては敬意を表します。ただ、十分な根拠と住民への説明は必要不可欠です。最後に、この条例が提案され、数日間、私は夜に潮井崎公園の方に通いました。利用者の方にお話をお伺いする機会がございました。あと、潮井崎を利用されている方の数名にもお話をお伺いしました。利用されている方、2日前、3日前でしたか風が強い中テントを張ってキャンプというか、夜泊まりをされていた方にお話を聞いたら、「ちょうど隣の温泉施設でお風呂に入ってきたとこでした」というご夫婦でした。率直に「今このようなことが議論されております。どうでしょうか」と。真っ先に金額を聞かれました。「1,100円です」、「高い」と。先ほど同僚議員の中にもありましたけれども、近隣施設、どこと比較されたかよく分かりませんが、ほかの施設はまきを売ってたりとか、ごみを捨てられたりとか、電源が使えたりとか、車が近くまで行けたり、トイレがきれいだったり、そのような施設でも、ここより安く利用できる場所があると。その方は、本町の潮井崎を利用されたのが初めてとのことでしたが、ちょっと施設の不十分さに驚いていました。その次に出た言葉が「そうになってしまえばここはないですね」というふうなお話でした。少なくとも、その2人の方の交流人口は減らしてしまったんじゃないか。その方々は温泉施設でお金を使っていた。でももうそれも無くなるんだな。このような小さな積み重ねが今後本町で起こりかねない。私はすごくそれを懸念します。もう少し施設を充実させる、使いやすい施設にする。本当に真摯に住民と向き合って、話し合って、説明をして、使用料改定、私は行うべきだと思います。以上の理由から反対といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第16、議案第78号長与町潮井崎キャンプ場条例を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（可否同数）

起立採決の結果、可否同数でございます。

地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本件に対して採決をいたします。

議案第78号長与町潮井崎キャンプ場条例については、議長は可決と採決します。

よって、本案は可決とすることに決定をいたしました。

場内の時計で11時05分まで休憩をいたします。

(休憩 10時54分～11時05分)

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。日程第17、議案第79号令和4年度長与町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。ただ今議題とした議案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○9番（金子恵議員）

それでは、総務厚生常任委員会に分割付託されました議案第79号令和4年度長与町一般会計補正予算（第7号）について、報告申し上げます。提案理由として、総務部総務課では職員全体の人件費のみの補正を行っており、一般会計の常勤職員が1名増と人勸による増額などで、給与費と共済費合計で878万6,000円の増額。契約管財課では、燃料費高騰などにより需用費238万6,000円の増額。情報政策課では、財務会計システムの改修委託で96万8,000円の増額。地域安全課では、ふれあいセンターならびに南交流センターの需用費を燃料費の高騰と利用者数の増加により増額。企画財政部政策企画課では、債務負担行為で複合施設設計業務委託料1億2,005万4,000円を計上。歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,295万7,000円の増額。財政課では、財政調整基金として繰越金1億6,855万円の増額。住民福祉部こども政策課、高田保育所では、過年度児童虐待防止対策支援事業補助金返還金762万9,000円、電気料金等高騰分に対する支援として、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所8事業所への補助。高田保育所では、空調の室外機の故障のために修繕料などの増額。住民環境課では、人勸による人件費の増額など。福祉課では、電気料金等高騰分に対する支援として障害福祉サービス施設等原油価格・物価高騰緊急支援補助金などを計上。健康保険部健康保険課では、医療機関等電気料金高騰緊急支援補助金は、エネルギー等物価高騰の影響を受けている医療機関などに電気代高騰分の一部を補助するもので、対象施設は96施設など。介護保険課では、地域介護・福祉空間整備等補助金は非常用自家発電設備の整備を行うため、特別養護老人ホーム1施設に補助。長与町介護サービス施設等原油価格・物価高騰緊急支援補助金は、原油価格、物価高騰の影響を受けた介護サービス施設などの負担軽減を図るための補助など。以上の説明がありました。主な質疑として、総務部契約管財課では、入札で決めた電気料金の単価が変更される理由は何かに対し、電力に関する基本部分の入札になる。価格が変動する部分は一般家庭と同様に変動しているため、料金も高くなっているとの答弁でした。地域安全課におきましては、長与南交流センターはガス使用料と電気使用料の増額の幅はガスが圧倒的に多い、何か特徴があるのかの質疑に対し、空調設備をガスで賄っ

ているため、今回ガス料金が高騰したことにより大きな影響を受けているとの答弁でした。総務課、情報政策課では、特記すべき質疑はありませんでした。次に、企画財政部政策企画課におきましては、複合施設設計業務委託の設計業者は地域を問わず広く公募をするのかに対し、地域は問わない。審査基準で、選定の過程で契約候補者になる事業者は、審査で最も高い点数がついたところを選定する予定となっている。その加点の要素として地域精通度を入れる可能性があり、地元の実績があるという部分については加点になるということも検討しているという答弁でした。プロポーザル審査会の外部有識者とはどのような人材が想定されるのかに対し、大学教授等の専門的知識を持った人を考えているとの答弁でした。次に、パブリックコメントを集める中でいろいろな意見があった場合、修正が必要になってくると思う。最終的なプロポーザルに向けての資料はいつできるのか。見る機会があるのかに対し、現在、複合施設の整備基本計画については、パブリックコメントを12月19日まで実施する予定。その中で出てきた意見等を取り入れ修正したものを年内には公表する予定にしている。また、1月中旬ぐらいにはプロポーザルの公告を予定。その中で、実施要領等については確認できる予定になっているとの答弁でした。財政課では特記すべき質疑はありませんでした。次に、住民福祉部こども政策課、高田保育所におきましては、質疑として、過年度の児童虐待防止対策支援事業補助金の返還をするということだが、内容は何かに対し、見守り強化事業ということで、食糧支援、物資支援、体験学習などを行うことによって見守り強化をしている。次、幼稚園、認定こども園などバスを運行していて燃料費の高騰で苦勞しているという声を聞いた。今回検討しなかったのかに対し、近隣の市町村の物価高騰の補助の状況等も調べた。その結果、県の補助の上乗せを考え、今回は電気料を補助することになった。その高騰した分が一番困っているという声があったとの答弁でした。次に、高田保育所のエアコン室外機2台中1台が壊れたとのことだが、子どもたちの健康を考え、予備費で対応はできなかったのかという質疑に対し、残り1台で使用はできていた。しかし、今後は安全面を検討し予備費等の充用等も検討していくとの答弁でした。住民環境課、福祉課では、特記すべき質疑はありませんでした。次に、健康保険部介護保険課におきましては、長与町介護サービス施設へ原油高騰により電気使用料を補助しているが現在どのくらいの施設があるのかに対し、入所系、通所系を合わせ49事業所になっているとの答弁でした。健康保険課では、特記すべき質疑はありませんでした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。議案第79号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

産業文教常任委員長。

○12番（河野龍二議員）

それでは、議案第79号令和4年度長与町一般会計補正予算（第7号）の産業文教常任委員会所管についての審査の報告をいたします。提案理由・主な内容では、建設産業部土木管理課では、定林橋側道橋工事に伴い移設していた信号機を工事竣工時期に合わせ、完成位置に移設する工事請負費500万円を計上。産業振興課では、歳入では、令和4年度上半期の実績と前年度伸び率などを比較して、ふるさと長与応援寄附金を3,500万円増額計上。歳出では、ふるさと長与応援寄附金増額に伴う関係費用の増額。直売所省エネルギー等設備導入補助金、大村湾漁協施設整備等負担金、長与町電力・ガス価格高騰支援補助金を、新型コロナウイルスや物価高騰の影響を考慮し負担の軽減を図る取り組みや高騰分に対する支援経費として計上。教育委員会では、教育総務課、学校教育課では、第2表債務負担行為GIGAスクール運営支援センター委託料は、切れ目ない業務の継続をさせるため、令和4年度中に入札公告、契約準備を行うため債務負担行為を設定。歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち242万8,000円。企業版ふるさと納税寄附金300万円。歳出では、小学校教育振興費では、物価高騰対策教育費臨時特別給付金で300人に給付を計上。同じく中学校教育振興費でも175人に給付予定。生涯学習課では、多目的研修集会施設管理費で大ホールの空調設備改修工事を計上。町民文化ホールでは、電気料金の増額と利用回数が前年度に比べ増えたことにより、電気使用料を増額する。以上の説明を受け、審査を行いました。主な質疑では、まず、建設産業部土木管理課では、質疑、補正で500万円計上した理由はなぜかに対して、工程では工期が3月中旬までだったが2か月ほど前倒しに進んでおり、現地完成を進めるため補正計上した。質疑、繰越が2年続いている。信号機の移設の費用は含まれていなかったのかに対し、移設費用は含まれていなかった。質疑、橋の供用開始はいつになるのかに対し、1月末に工事完了に近づくこととなるが、安全性を確保するため、信号機が移設できてから橋の供用を考えている。産業振興課では、質疑、直売所省エネルギー等設備導入補助金は設備導入を検討している直売所が既にあるのかに対し、答弁では、直売所は町内に3か所ありヒアリングを行った。2か所は電気のLED化など取り組みたいとの意向を示している。質疑、長与町電力・ガス価格高騰支援補助金の支援のスタートはいつからかに対し、1月上旬から始めたい。教育委員会では、教育総務課、学校教育課で、質疑、GIGAスクール運営支援センター委託料はいつ契約されるのかに対し、契約は令和5年度だが1月からは準備が必要。質疑、債務負担行為は年度をまたがる場合の予算確保の考え方。負担が無い令和4年度の補正で債務負担として計上できるのかに対し、一定の予算確保が前提でないと外部に向けて入札が発信できない。ほかの自治体でも同様の対応をしているところがある。質疑、債務負担とは2年度以降続く契約に基づくもので、今回は令和5年度単年度契約となっている。債務負担行為が適当かに対し、現在行っているGIGAスクール運営支援センターを切れ目

なく継続するには、準備を含め対応が必要で、3月議会での予算可決後では間に合わない。今回の債務負担行為で願います。質疑、就学援助への物価高騰対策教育費臨時特別給付金は申告制になるのかに対し、申告制ではなく自動振込となるが、給付金を希望されない場合は届け出を出してもらおうようになる。質疑、企業版ふるさと納税寄附金で不足分タブレットを購入するとの説明だが不足しているのかに対し、破損した分を補っていく考えである。生涯学習課では、質疑、多目的研修集会施設管理費では4台ある空調機のうち1台を改修とのことだが、他の空調機も相当年数が経っている。全部換えた方がコストも削減できるのではないのかに対し、長い期間で見れば経済的かもしれないが、換えない3台はまだ十分に使えるとのことなので1台だけを改修する。

以上のような質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから、委員長への報告に対する質疑を行います。議案第79号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第79号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

私は、議案第79号令和4年度長与町一般会計補正予算（第7号）について、賛成の立場から討論いたします。今回の補正予算の主な事業は物価高騰に対する各種支援ですが、産業文教常任委員会で審査した中においては、特に商工費における町内事業者への電力・ガス価格高騰支援があり、町民の生活を守る行政として緊急に行うべき施策と考えます。先日、35年以上ご夫婦で続けていらっしゃる町内のある飲食店の方から、材料費や燃料代などあらゆるものの値上げを受けながら、利用客離れにつながることから商品の価格を大幅に上げることができず、このままだと年内で廃業になるかもしれないと、私に悲痛な胸の内を伝えてくださいました。日本中どこに行っても、同じ大規模小売店やコンビニチェーンばかりになり地域が個性を失いつつある現代にあっては、もちろんそれらの店も大事ですが、その町にしかない個性的な商店はその町にしかない魅力そのものであり、長与に住みたい、住み続けたいと思ってもらえる大きなポイントであり、一つ一つが消してはならない明かりだと考えます。その他の予算についても審査の結果、疑義や不透明な部分はありませんでした。予算可決後、商工業者だけでなく医療機関や福祉事業者など全ての支援対象者へ大至急で徹底した漏れのない周知と、できる限り支援するための柔軟な対応で実施に取りかかっていたいただくことを要望し、本議案に賛成いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第17、議案第79号令和4年度長与町一般会計補正予算（第7号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。従って、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、請願1号消費税インボイス制度の実施延期を求める請願を議題とします。ただ今議題としています請願について、委員長の報告を求めます。

産業文教常任委員長。

○12番（河野龍二議員）

それでは、請願1号消費税インボイス制度の実施延期を求める請願について、審査の報告をいたします。審査日は令和4年12月14日、委員全員出席の下、説明員として堤理志紹介議員、田口征弘参考人を招き審査を行いました。請願趣旨は、インボイス制度が開始されると、免税業者が取引から排除される恐れがあり、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するもの。コロナ禍での営業自粛、物価高騰により地域経済が疲弊する下で中小零細業者の経営危機もあり、インボイス制度に対応できる状況にない。こうした状況に中小企業団体や税理士団体も実施に踏み切ること懸念の声を上げている。全国では9月末で543件の意見書が上げられている。長与町議会においても、消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書の提出を求めるという内容でした。主な質疑では、質疑、町内に免税業者はどれくらいかに対し、正確な数字はない。西海市では事業者の約8割が免税事業者との推測が出されている。それに当てはめると、長与町では約880事業所と推測される。質疑、インボイス制度の中止ではなく延期を求める理由はなぜかに対し、制度の周知が十分でないこと、制度が進められれば廃業や倒産を招く恐れがあること、インボイスへの賛成反対の声も踏まえ、延期の請願とした。質疑、売り上げが999万円では消費税の納付がなく、1,000万円を超えると納付がある、不平等ではないかに対し、免税業者の問題では裁判の判例で消費税は預かり金でなく対価の一部として認められている。質疑、制度が始まればどれくらいの事務負担となるのかに対し、税率に応じて仕分けの作業やインボイスの登録番号があるかなど、さまざまな事務作業が増える。質疑、インボイス制度で消費税が正しく納められると思う人もいると思う。どう考えるかに対し、零細業者は商取引の力関係で適切な消費税をもらえない場合もある。

以上のような質疑が行われ、慎重に審査した結果、賛成少数で不採択と決しました。以上報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、請願1号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

私は請願1号につきまして、賛成の立場から討論いたします。インボイス制度は、仕入れ取引などにおいて売り手が買い手に対して正確な適用税率および消費税額等伝え、買い手側の仕入税額控除適用に利用するものですが、これまで免税事業者であった年間売り上げ1,000万円以下の小規模事業者の中にも、主に買い手側の控除の都合に合わせるためにやむを得ず課税事業者登録をする事業者が出てくるものと考えます。インボイス制度のぜひの前に消費税そのものについての考えを述べさせていただきますが、日本の基幹3税である法人税、所得税、消費税の対GDP比は13.8%でOECD36か国中29位と低く、それに対して社会保障等の支出は対GDP比で21.9%、36か国中15位となっており、簡潔に言うと、国民は税負担が低い割には高い水準の社会保障は受けている状態で、中でも消費税に当たる付加価値税の対GDP比は36か国中31位の4.2%で、デンマークやフィンランドなど北欧諸国の半分ほどとなっております。この社会支出と税負担の差を埋めているものは紛れもなく国の借金であり、事実、債務残高の対GDP比では2021年時点で256.9%となっており、G7の中でも断トツで最悪の数字となっております。我々は将来世代のためにも、国の破綻を防ぐために国の債務を減らしていく努力をすべきであり、そのためには消費税を含む税金をしっかりと徴収していく必要があることには異論はありません。しかしながら、そのためにこそ第一に必要なのは消費も含めて社会経済を支えている事業者、労働者の賃金、所得の増加による消費税その他の各税の増収拡大ですが、それにもかかわらず日本は過去30年賃金伸び率はほぼ横ばいが続いており、これはひとえに政府の失策が原因にほかなりません。国民の多くの収入が上がらなければ当然に消費そのものが活発にならず、消費税の税収増が進まないという状況の中、インボイス制度はその穴埋めを小規模事業者に転嫁し、弱者のわずかな収入から取り立てようとし、その結果膨大な事務作業を強要し、確実に生産性を下げる本末転倒な制度でしかありません。財務省の調査によると、国内823万事業者のうち、53%に当たる435万者が個人の免税事業者、9%に当たる77万社が法人の免税事業者で、合計すると60%を超えております。私も町内で細々と雑貨店を営んでいる免税事業者の1人ですが、税理士、会計士などに依頼するほどの余裕はありませんので、1人で仕入れと接客販売を行いながら日々の会計業務から年度末の申告および納税の手続き、書類の保管と管理など全て行っており、これにさらに

インボイスの発行とその書類を7年間も保管するという法的な義務まで発生しますと、大変な労力の増加となることは想像に難くありません。これまで領収書の発行や保存が義務ではなかった3万円未満の取引にも、インボイスの発行および保存が必要になるだけでも生産性が下がることは必至です。卸販売や下請け受注が中心の小規模事業者や個人事業主に2次請負などを発注する個人事業主の経理上の手間、そしてその発注先が適格請求書発行事業者でなければ自身の仕入れ分の消費税控除が受けられず利益が減るために、発注先をこれまでより限定しなければならなくなるなど、多くの弊害が発生するのは明らかであり、いかにも一般の商工業者の実態を知らない政府官僚が机上で考えた空論で、とても容認できません。政府は先ほどの免税事業者523万事業者のうちの161万事業者が新たに課税事業者となり、インボイス制度導入で生まれる税収増を2,480億円と試算していますが、先日の報道にあったように国民が必要としていない防衛費を次年度より年間1兆円以上も増額し、増税でそれを賄う方針を政府は打ち出しており、仮にその影響で法人税が増税されれば、企業はますます賃上げをしなくなるとともに、少しでも控除を増やそうとして適格請求書発行事業者ではない免税事業者を仕入れ取引から排除するか、消費税相当分の値引きを強要する可能性が高く、それによって倒産や廃業を余儀なくされる小規模事業者が増え、全体の所得も伸びず景気が後退すれば、到底、先ほどの試算のような消費税増収につながるはずがありません。社会はさまざまな人によって構成されております。誰もが公務員や会社員になるわけではありません。さまざまな理由から個人で小規模の事業を行い、物価高騰やコロナ禍などに苦しみながら必死に生計を維持し、家族を守り、各種租税を納め、暮らしている市民が大勢います。そのような多様な人々の暮らしを守るのが国家、政府の役割ではないでしょうか。インボイス制度はそのような姿勢の人々を追い詰めるだけです。以上のことから、政府にはインボイス制度の中止を求めたいところですが、いずれにしましても、今、全国から上がっている制度への疑問や不満を聞き入れ、導入中止も含めた再検討とそのための議論を国会にて行っていただくことは絶対に必要だと考えますので、実施延期を求める意見書の提出の請願に賛成いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論ありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

請願1号消費税インボイス制度の実施延期を求める請願に、賛成の立場で討論いたします。委員長である私は委員会での採決ができなかったもので、この場で賛成の討論いたします。インボイス制度は日本経済にとっても大きな打撃を与える制度だと思います。これまで消費税の免税がされていた零細業者が、制度の開始により取引から排除されるか、取引を継続するために消費税の課税業者となるか、消費税を値引きし商売を続けるかのこの3つの選択に迫られます。現状でも、零細業者は取引関係との力関係で消費税

の値引きや転嫁できない状況をお聞きします。これは免税業者に限ったことではなく、課税業者でも起きている事例です。課税業者の場合は、もらえない、払ってこない消費税は、自らの利益の自腹を切って納付することになります。免税業者の場合、消費税は払っていないのだから益税だと主張する人もいますが、免税業者であっても仕事に関わる経費や外注費には消費税を払っています。もらった消費税が多ければ残りますが、支払う消費税が多ければまさに自腹を切る形になります。日本の産業はこうした中小零細業者が多くを占めており、その中小零細業者の経済活動が日本経済を支え、本町の経済も支えています。しかし、そのインボイス制度は経済を支える基盤さえ壊す恐れがあります。それは消費税の仕組みです。消費税は、決算や確定申告で所得が赤字になり支払うべき所得税がない中でも、消費税の納付義務が発生します。消費税は売り上げに係る税金だからです。そのような事態になれば、商売を続けていけるはずがありません。だからこそ、今、多くの団体が声を上げています。政府は今になってこうした批判の声をかわそうと、先日はシルバー人材センターの取引方法の変更を検討しているという報道がされました。また、1万円以下の取引にはインボイスの発行を不要と言い始めています。小手先の対応で批判をかわすことこそ不平等が発生しています。消費税が導入されて以降、大企業や高額所得者の税負担が減っています。2022年までの消費税の累計税収は476兆円。一方、法人3税の減収累計額は324兆円。所得税、住民税の減収累計額は289兆円です。インボイス制度の実施はさらなる消費税の増収を図り、中小零細業者の経営を危機に落とし、町の経済、日本の経済まで疲弊させてしまうおそれがあります。以上の理由から、本請願に賛成の立場で討論いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

私は本案について、反対の立場から討論をいたします。本制度は、既に軽減税率導入時に導入がされているということをも最初にまず述べておきます。2019年10月1日から消費税率10%に引き上げと複数税率導入に伴い導入された制度になります。導入に対して戸惑いはあると思いますが、本請願は延期時期が記されておらず、いつまでか、それまでにまたどういう救済をしてほしいのかが記されておられません。元々消費税は取引時に預かっており、納付するのが原則です。それがなされずに事業者に残る、いわゆる益税となっておりました。また、報道によりますと、実施後3年間は預かり消費税、つまり年商600万円の事業者が10%の消費税を預かると、その20%、60万円の20%14万円を納付すればよい暫定的な制度も混乱を防ぐためにあるようです。また、文書の中に記されている農林漁業者は、組合が中に入ることで零細事業者の救済になる制度も研究しているということも聞いております。また、シルバー人材センターについても同じような制度で行われることが新聞に掲載されておりました。以上のようなわけ

で、ただ延期するだけの本請願には反対をいたします。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

安部議員。

○6番（安部都議員）

請願1号消費税インボイス制度の実施延期を求める請願に賛成の立場で討論いたします。インボイス制度は消費税の仕入れ税額控除の方式として、2023年10月1日より開始され、3月31日までに申請が必要となります。売り手が買い手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるものであり、具体的には現行の区分記載、請求書に登録番号、適用税率および消費税額等の記載が追加されるものであります。インボイス制度は制度の周知が十分されていないことなど、全国でも多くの自治体から意見書が出されております。デメリットといたしましては、経理業務の負担が増えること、消費税控除額が減少する可能性があること、1,000万円以下の個人事業主、フリーランスは廃業に追い込まれる可能性もあることなど、制度導入となれば倒産する企業も出てくる可能性があります。よって、請願1号実施延期を求める請願に賛成の立場といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私は当請願に反対の立場で討論に参加をいたします。確かに消費者にあまりなじみがないインボイスでありますので国民には丁寧に説明が必要だと、私もそれは感じております。しかしながら、消費税を導入している国はほとんどインボイス制度は当然でありまして、ほとんどの国がもうそういうふうに入導入をしております。私どもも仕事といたしまして、もう十何年前からこのインボイスというのは当然のことだということで理解をしております。インボイス制度は、令和5年10月から複数税率に対する消費税の仕入れ税額控除の方式として導入されたものであり、既に令和3年10月より始まっております。インボイスによって税額が明確になることや、中小企業者にとっても適切な価格転換を行いやすくなるというメリットが期待されており、複数税率の下で適正な課税を行うため必要な制度と考えています。また本来、国に納めるべき消費税が事業者の手元へ残る、いわゆる益税を防ぐことにもなり、消費税が現在抱えている矛盾も解消されます。そして取引の透明性を高めることで公平公正な制度となり、消費税に関する不正やミスを防ぐことにつながります。制度の導入に当たっては4年間の準備期間を設けるとともに、さらに6年間にわたって免税事業者の仕入れについて一定の仕入れ税額控除、実施後3年間は消費税相当額の8割、その後3年間は5割を仕入れ税額控除が可能と認めるなど、事業者準備のための十分な経過措置10年を設けています。また、国の令和3年度補正予算においても、インボイス制度の対応を見据えて、中小企業のデジタル化や

インボイス発行業者となる免税事業者の方の販路改革など、支援処置、小規模事業者持続化補助金におけるインボイス枠を講じており、令和4年度補正予算においても、既存施策をベースに対策強化を行っています。免税事業者に関しては相談等対応できる体制を構築した上で、課税転換をした際には補助金を通じて事業者負担の軽減をしつつ、課税転換をしない免税業者について取引上の影響を軽減できるように、免税事業者との取引に関するQ&Aの公表や実質調査をしつつ、独禁法や下請法等を通じた取り組みを行い、引き続き制度の円滑な導入に向けて、関係省庁の連携を図りつつ、周知広報をはじめ必要な取り組みを現在進めているところであります。参考といたしまして、令和4年10月7日、第210回国会参議院本会議第3号岸田総理大臣の答弁において、「インボイス制度は複数税率の下で適正な課税を確保するために必要なものであり、その円滑な移行を図る観点から十分な経過措置を設けてまいります。制度の円滑な実施に向けてIT導入補助金など、事業者の負担を軽減する支援やフリーランスの方々を含め、免税事業者をはじめとした事業者の取引について、独禁法、下請法等の取り扱いをQ&Aにより明確化し、各事業者団体への法令遵守要請を行うなど、取引環境の整備等に引き続き政府一体で取り組んで参ります」とこのような文章があります。以上のことから、当請願に現時点で賛同することは適切ではないと判断をいたし、反対をいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第18、請願1号消費税インボイス制度の実施延期を求める請願を採決します。この採決は起立によって行います。本請願に対する委員長の報告は不採択です。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

起立少数。従って、本請願は不採択とすることに決定しました。

日程第19、発議第2号長与町議会の個人情報の保護に関する条例を議題とします。ただ今議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。

岩永政則議員。

○10番（岩永政則議員）

それでは、お手元に発議第2号の配布がされているものというふうに思いますが、11名の賛同をいただきまして本日提出をいたしたところでございます。厚く御礼を申し上げて、ただ今から、発議第2号長与町議会の個人情報の保護に関する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の規定により、個人情報の保護に関する法律において、地方公共団体における個人情報の保護に係る規律が一元化されるに当たり、議会はその

適用から除外されることから、議会における個人情報の保護に関して必要な事項を定める条例を制定するものでございます。第1章総則では、第1条において、本条例の目的として、町議会の個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定めるとともに、事務の適正な運営を図り、個人の権利利益を保護する旨を規定しております。第2条ではこの条例に出てくる用語の定義を、第3条では議会の責務として個人情報の適正な取り扱いが確保されるよう、必要な措置を講じる旨をそれぞれ規定いたしております。第2章個人情報等の取扱いでは、個人情報の適切な取り扱いについて定めており、主な内容としたしましては、第4条では保有の制限として必要な範囲に特定し保有する旨を、第5条では利用目的を明確にする旨を、第6条から第9条では、不適正な利用の禁止や、情報を適正に取得すること、漏えいや滅失の防止、その他保有個人情報の安全管理のために必要な措置を講ずる旨などを規定しております。第10条では、個人情報を取り扱う職員に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用することを禁止しております。第12条では、法令に基づく場合を除き、保有する個人情報を利用目的以外の目的のために利用または提供してはならない旨を規定しております。第3章個人情報ファイルでは、第17条では議会が保有している個人情報ファイルについて個人情報ファイル簿を作成し公表しなければならないこと、および個人情報ファイル簿に係る記載事項や要件を記載しております。第4章開示、訂正及び利用停止等では、自己の個人情報に係る、認められている権利やその権利を行使するための請求手続き、請求を受けた場合の議会の対応などについて、開示請求、訂正請求および利用停止請求、それぞれにおいて規定をしております。その主なものとして、第20条では、開示請求があった場合において、不開示情報が含まれている場合を除き開示しなければならない旨を定めております。第30条では、開示請求に係る手数料についてを、これ、町の条例と同じでございます。第33条および第40条では、訂正請求や利用停止請求があった場合において、理由があると認められるときは、訂正や利用停止をしなければならない旨をそれぞれ規定しております。第25条、第35条、第42条では、請求があった場合における決定期限について原則15日とする旨を定めております。第45条では、審査請求があった場合における長与町情報公開・個人情報保護審査会への諮問について規定しております。第5章第47条から第51条において雑則を、第6章第52条から第59条において罰則を、それぞれ規定しております。なお、附則につきましては、施行期日を令和5年4月1日としております。以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております発議第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。従って、発議第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、発議第2号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

○11番（堤理志議員）

発議第2号について、反対の立場から討論を行います。反対の内容につきましては、議案第64号の中で述べたように、国においてデジタル関連法が成立して、そうした個人情報ビッグデータ化し、強力に利活用するという内容であります。議会においては、議会の自律権にのっとりて議会が独自に条例を作るということではありますが、基本的には国の方針に統一化するという内容になっておりますので、賛成することができません。第64号の委員会の審査の中でも、情報保護の強度については、これを緩和する方向になるということが明確に答弁もされております。以上のような内容では賛成することができませんので、反対をさせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

私は本議案発議第2号に賛成の立場から討論申し上げます。本町議会の個人情報に関する事務の取り扱いについては、現在、町個人情報保護条例により定められております。個人情報保護法は、来年4月より個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独法等の個人情報保護法が一元化されまして、新しい個人情報保護法が施行されることとなります。行政機関が取り扱う個人情報については、地方公共団体の機関においては法の直接適用となり、所要の整備が必要になることから、本町では今定例会で先ほど、長与町個人情報保護法施行条例などの関連条例が提出され、可決したところです。一方、地方公共団体の議会におきましては、地方公共団体の機関から除外されることとなりまして、そのため、法の適用対象から除かれるため条例の整備が必要となりました。今回提出されました条例案につきましては、全国町村議会議長会からも示された例を参考にしており町が提出された条例とも整合性を確認しております。また、先ほど可決しました条例の附則第2条では、旧個人情報保護条例を廃止することが明記されておまして、本議案成立なきときには、4月からは議会において個人情報保護に関して空白が生まれることとなります。賛成、反対討論の中でもちょっと出ていたんですけども、懸念される部分というのは第12条だと思うんですね。利用の提供の制限の中では目的外利用や提供してはならないとありますが、第2項以降にいわゆる議長の判断において提供できるという部分がございます。一般に考えて、議会が個人情報を多く収集する必要はないと

思います。ですので、現在いろいろと個人情報を収集されている部分があると思いますが、今後議会は必要のない個人情報は収集を行わないという方針で、今後とも検討していただけたらと思います。議会が保有する個人情報を適正に取り扱いまして、個人の権利とか利益を保護するためにも、本条例案に賛成したいと思います。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第19、発議第2号長与町議会の個人情報の保護に関する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。従って、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。議会運営委員長、議会広報広聴常任委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によりお手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全て終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により今期定例会において議決された案件につきまして、字句、数字その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定しました。

次に、閉会に当たり町長から発言の申し出がありますので、許可いたします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。去る12月6日に開会をしていただきました令和4年第4回長与町議会定例会も本日最終日を迎える運びとなりました。各議案につきまして慎重にご審議を賜りましたことに、心より感謝申し上げます。また11名の議員の皆さまから一般質問をいただき、町政の発展の立場からご指摘を賜りました。重ねて感謝を申し上げます。皆さまからのご指摘、ご指導、ご提案につつま

しては真摯に取り組み、町政のさらなる発展に努めてまいり所存でございますので、議員の皆さま方におかれましても、引き続きご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。さて、今年1年を振り返りますとご審議いただきました議案が79件、また延べ44名の議員の皆さまからご質問をいただいたところでございます。ご答弁申し上げました点につきましては、誠心誠意実現へ向けて努力をしまいたいと考えておりますので、今後ともご指導いただきますようお願い申し上げます。さて、全国的に新型コロナウイルスの感染者数が徐々に増加しておりまして、県内におきましても1日当たり1,000人を超える新規感染者数が出るなど、いまだに終息が見えない状況が続いております。AIを使った今後の感染状況の分析によりますと、1月上旬にピークを迎えるとの予測が出されておりました、年末年始における私たちの行動が感染者数をどこまで抑えられるかの鍵になっているとのことでございます。町といたしましても、引き続き感染症対策に万全を期すとともに、関係機関等と連携しながら各種支援に取り組んでまいりますので、皆さま方におかれましても、基本的な感染症対策にご協力くださいますようお願い申し上げます。本年も残すところわずかとなりましたが、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意され、素晴らしい新年をお迎えいただきますようご祈念申し上げ、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。今年一年大変お世話になりました。誠にありがとうございます。

○議長（山口憲一郎議員）

これにて会議を閉じます。

令和4年第4回長与町議会定例会を閉会します。皆さまお疲れさまでした。

（閉会 12時01分）